

5 生活・社会参加に関すること

(1) 福祉用具

障がいのある方の日常生活や社会生活を容易にするための様々な福祉機器・用具があります。補装具費の支給や日常生活用具として市町村が認める福祉用具の給付や貸与を受けることができます。

■補装具費の支給（身体）

身体障がいを補うための補装具費の支給を行っています。

【補装具の種類】

視覚障がい児者：視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡（矯正用・遮光用・コンタクトレンズ・弱視用）

【対象者】

身体障害者手帳をお持ちの方又は難病患者等の方で、補装具費の支給が必要と認められる方

【注意事項】

- ・補装具については、その価格（上限価格）に応じ、原則として定率1割負担となります。ただし、低所得階層（市町村民税非課税）に該当する方や利用する児童の保護者については、補装具の利用者負担が無料になります。
- ・本人または世帯員の市町村民税の課税状況等に応じ、月額負担上限額が設けられます。
- ・交付の対象となる補装具の種類・単価はあらかじめ決められています。

【窓 口】

市町村福祉担当課

■日常生活用具の給付・貸与

在宅の重度の身体障がいのある方などの日常生活を容易にするための日常生活用具の給付や貸与を受けることができます。

【日常生活用具の種類】

視覚障がい児者：盲人用時計、視覚障がい者用拡大読書器等

⇒「13 視覚障がい者のための補装具・日常生活用具の例」参照

【対象者】

重度の身体障がいのある方で、日常生活用具が必要と認められる方

※ただし、視覚障がい者用拡大読書器については、視覚障がい者が認められれば申請可能

【注意事項】

- ・障害者総合支援法では、日常生活用具の給付・貸与は市町村がサービスを提供する地域生活支援事業のメニューの一つです。
- ・給付決定は、障がいのある方または障がい児の保護者からの申請に基づき、市町村が行います。
- ・市町村によって市町村民税が一定額を超えた場合は、対象にならない場合があります。
- ・利用者負担額は各市町村によって異なりますので、詳しくはお住いの市町村福祉担当課に御確認ください。
- ・日常生活用具には、用具の種類ごとに耐用年数が定められています。原則として、耐用年数内の再給付は認められません。

【窓 口】

市町村福祉担当課

(2) 住宅に関すること

■障害者住宅改良助成事業

身体に障がいのある方の世帯、療育手帳をお持ちの方が属する世帯を対象に、浴室やトイレ、玄関、居室などの改良やホームエレベーターなどを設置した場合にその改良工事費を助成する事業です。

市町村によって、対象となる障がいの程度や助成額、助成対象の経費などが異なり、また、当事業を行っていない市町村もあります。

詳しくは、お住いの市町村福祉担当課に御確認ください。

【窓 口】

市町村福祉担当課

■あんしん賃貸支援事業

民間賃貸住宅への入居を希望する障がい者等の方に対して、入居に協力する不動産店や賃貸住宅の情報を提供し、行政や相談支援事業所などと協力して、円滑な入居を支援します。あんしん賃貸相談員が住宅に関する問い合わせや相談を受け付けています。

【窓 口】

鳥取県居住支援協議会事務局（公益社団法人鳥取県宅地建物取引業協会内）

電話：0857-23-3569 ファクシミリ：0857-27-1854

あんしん賃貸相談員（東・中部地域担当） 電話：090-7135-3686

あんしん賃貸相談員（西部地域担当） 電話：080-1949-3920

■公営住宅優先入居

県営住宅等公営住宅の入居者の選考の際に、身体障がい、知的障がい及び精神障がいのある方の入居を優先的に取り扱います。

【対象者】

- ・身体障害者手帳1～4級をお持ちの方、または同程度の身体障がいのある方の属する世帯※

※県営住宅の場合。市町村の公営住宅については、条件がそれぞれ異なります。

【注意事項】

- ・所得による入居の制限があります。

【窓 口】

鳥取県住宅供給公社

東部：電話 0857-27-7334 ファクシミリ 0857-22-8331

中部：電話 0858-26-8500 ファクシミリ 0858-26-8503

西部：電話 0859-32-9211 ファクシミリ 0859-32-9204

※市町村の公営住宅については、それぞれの市町村担当課へお尋ねください。

(3) 社会参加

障がいのある方の自立や社会生活の充実のために様々な事業が行われています。

■コミュニケーション手段の確保

○県政だより点字版・「声の広報」の発行

県が毎月発行している県政だよりの点字版の配布や、音声版のテープ及びデージー図書（CD）の貸し出しをしています。

また、すべてではありませんが、広報誌の点字版や音声版を作成している市町村もあります。詳しくはお住いの市町村あるいは鳥取県ライトハウス点字図書館までお問い合わせください。

【窓 口】

鳥取県ライトハウス点字図書館 電話 0859-22-7655

○訪問代読・代筆サービス

視覚障がい者の方で、御家族等での代読・代筆が困難な方を対象に公的機関などからの郵便物や資料の代読、申請書類などの代筆を行います。

【窓 口】

鳥取県ライトハウス点字図書館 電話 0859-22-7655

○録音（音訳）図書専用再生機等の貸出

鳥取県内在住の方で、障がい等によって通常の図書を読むことが困難な方に、録音図書再生専用機（プレクストーク PTN3）を貸出しします。

【対象者】

障がい等により通常の図書を読むことが困難な方

【注意事項】

- ・対象者の方は鳥取県ライトハウス点字図書館の利用者登録が必要です。
- ・機器の貸出期間は6ヶ月ですが、新規貸出希望者がいない場合は延長もできます。
- ・機器の使用方法を来所または訪問してお伝えすることができます。
- ・希望の図書を全国の視覚障害者情報提供施設（点字図書館）から検索し、CD、USBメ

モリ、SDカードに保存して貸出します。

【窓 口】

鳥取県ライトハウス点字図書館 電話 0859-22-7655

○点字情報ネットワーク

日本視覚障害者団体連合の提供する新聞等による最新の情報を、毎日パソコン通信ネットワークを用いて点字プリンターで出力し、視覚に障がいのある方に郵送等により提供しています。

【窓 口】

公益社団法人鳥取県視覚障害者福祉協会 電話 0859-35-4336

○点字プリンターの設置

鳥取県では、障がい福祉課及び中部・西部総合事務所県民福祉局に点字プリンターを設置しています。一般の方でも無料でお使いいただけますのでご利用ください。

【窓 口】

鳥取県障がい福祉課社会参加推進室情報アクセス担当 電話 0857-26-7201

鳥取県中部総合事務所県民福祉局共生社会推進課障がい福祉担当

電話 0858-23-3125

鳥取県西部総合事務所県民福祉局共生社会推進課障がい福祉担当

電話 0859-31-9309

○身体障がい者補助犬（盲導犬）の育成・貸与

視覚障がいのある方が、外出等で歩行する際の安全を確保するために、盲導犬を育成し、貸与します。

【対象者】

県内に居住する18歳以上の在宅の視覚障がいのある人で、次の要件に該当する人

- ・身体障害者手帳所持者で原則1級の視覚障がいのある人
- ・居住する家屋の所持者、管理者等の承諾を受けた人
- ・盲導犬を適切に利用し、飼育できると認められた人

【注意事項】

貸与候補者は盲導犬育成のため、約1か月の訓練課程を修了する必要があります。

【窓 口】

鳥取県障がい福祉課社会参加推進室情報アクセス担当 電話 0857-26-7201

■生活訓練等

○視覚障がい者生活訓練事業

県内各地で視覚障がいのある方を対象として、歩行訓練、身辺・家事管理等の訓練及び情報コミュニケーション(パソコンや携帯電話の利用方法)に関する講習会を実施しています。

【窓 口】

公益社団法人鳥取県視覚障害者福祉協会 電話 0859-35-4336

○中途視覚障がい者生活訓練事業

視力を失ったことによる不安が大きい中途視覚障がい者に対して、ピアカウンセリングや生活していく上で不可欠な歩行の技術や点字を理解するための個別訓練を実施しています。

【窓 口】

鳥取県ライトハウス点字図書館 電話 0859-22-7655

(4) 施設利用に関すること

1 点字図書館

点字図書や音声によるテープ図書・デージー図書等を保有している図書館で、視覚障がいのある方などを対象に閲覧・貸出業務を行っています。点字や録音テープ・デージーによる出版物等の製作も行っています。

また、安全に歩くための訓練、点字の習得訓練、パソコン等情報機器の講習といった各種リハビリテーション、生活についてのいろいろな相談や便利な道具の紹介を行っています。

【対象施設】

鳥取県ライトハウス点字図書館 電話 0859-22-7655

2 盲人ホーム

あんまなどの免許をお持ちの視覚障がいのある方で、自営も雇用もされていない方に、自

立に向けて技術指導や働く場を提供するための施設です。

【対象施設】

鳥取県ライトハウス盲人ホーム 電話 0859-22-6400

3 心身障害者福祉センター

心身障がいのある方の機能訓練や教養の向上・社会との交流促進のための活動、各種相談等を行っています。

【対象施設】

米子市心身障害者福祉センター 電話 0859-32-9001

4 公共図書館障がい者サービス（「はーとふるサービス」）

活字が読みにくい、耳が聞こえにくい、歩行困難で外出しづらい等、公共図書館の利用が困難な方へ県内の主な公共図書館で障がい者サービス（「はーとふるサービス」）が行われています。郵送貸出（鳥取県立図書館のみ対応）や対面朗読のサービス、大活字本、LLブック、朗読CD、デージー図書、バリアフリーDVD、布絵本、点字資料、手話関連資料などの貸出サービスも行っていきます。

【対象者】

身体等に障がいのある方やその他図書館の利用に障がいのある方

【窓 口】

鳥取県立図書館 はーとふるサービス担当 電話 0857-26-8155

鳥取市立中央図書館 電話 0857-27-5182

倉吉市立図書館 電話 0858-47-1183

米子市立図書館 電話 0859-22-2612

境港市民図書館 電話 0859-47-1099

他、お住いの市町村の公共図書館へお問い合わせください。

※鳥取県立図書館、八頭町立郡家図書館、鳥取市立中央図書館、倉吉市立図書館、琴浦町立図書館、南部町立法勝寺図書館、境港市民図書館、日吉津村図書館、江府町立図書館及び日野町立図書館は、視覚障がい者等への情報提供ネットワーク「サピエ」に施設登録しており（R6.12月時点）、サピエ図書館上の音声デージーデータ等を図書館を通してダウンロードして利用することが可能です。

(5) スポーツ等

■障がい者スポーツ指導員派遣事業

障がいのある方の健康増進やスポーツへの参加・喜びの実感を応援するため、要望に応じて指導を行う「障がい者スポーツ指導員」を派遣する事業を実施しています。団体等から寄せられた派遣要望を調整し、対応可能な種目に指導員を派遣します。

【窓 口】

鳥取県障がい者スポーツ協会

鳥取ユニバーサルスポーツセンター ノバリア 電話 0857-50-1091

■スポーツ教室

東部、中部、西部の各地区で、障がいのある方に適したスポーツを紹介するスポーツ教室を開催しています。

【窓 口】

鳥取県障がい者スポーツ協会

鳥取ユニバーサルスポーツセンター ノバリア 電話 0857-50-1091

東部：県立鳥取産業体育館（プール）

中部：県立倉吉体育文化会館、倉吉市営温水プール

西部：米子市皆生市民プール、米子サン・アビリティーズ

■2人乗りタンDEM自転車レンタサイクル

【利用について】

下記窓口へ直接お問い合わせください。

【貸出場所】

東部：鳥取ユニバーサルスポーツセンター ノバリア

中部：サイクルセンターヨネザワ倉吉店

西部：夢みなとレンタサイクル（SANKO 夢みなとタワー1階）

【窓 口】

鳥取県障がい者スポーツ協会

鳥取ユニバーサルスポーツセンター ノバリア 電話 0857-50-1091

※鳥取県障がい者スポーツ協会では、年数回、東部、中部、西部の各地域で「2人乗りタ
ンDEM自転車乗り方講習会」を開催しています。

■県内の視覚障がいスポーツ関係団体

種 目	団体名称	団体所在地	問い合わせ先
サウンドテーブ ルテニス	鳥取県サウンド テーブルテニス クラブ	米子市皆生温泉 三丁目18-3 鳥取県視覚障害 者福祉協会内	電話 0859-22- 7655
伴走	鳥取県ブライ ンドマラソン協会 白うさぎB&G	倉吉市大谷 1007-4	電話 090-7547- 3066 (川口)

※詳しい活動内容等については、各団体へお問い合わせください。

(6) 選挙等

■代理投票制度

心身の故障その他の事由により、投票用紙に自書できない方が、投票所（期日前投票所を
含む）や不在者投票記載所の投票管理者等に申請し、投票管理者等の定めた補助者に投票の
記載をさせることができる制度です。投票の秘密は守られます。また、記載内容の正確性を
担保するため、指示どおりになっているかどうか別の職員が確認を行います。

【対象者】

心身の故障その他の事由により、投票用紙に自書できない方

【問い合わせ先】

各市町村選挙管理委員会

■点字投票

投票所には、点字投票用の投票用紙や点字器が用意しており、点字での投票もできるよう
になっています。

■点字版・音声版「選挙のお知らせ」の配布

国政選挙と県の選挙における候補者の政見等の情報を点字印刷物、カセットテープまたはデジター図書（CD）で提供します。

【対象者】

視覚障がい者

【問い合わせ先】

鳥取県ライトハウス点字図書館 電話 0859-22-7655